

株式会社大林組「(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年6月17日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社大林組に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県能代市、三種町、男鹿市の地先
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 最大455,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見	平成28年 6月17日

問合せ先: 電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742(直通)

株式会社大林組「(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」 に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 洋上風力発電事業の影響

水質汚濁や水中音の発生等による影響を含めて、洋上風力発電事業の環境影響については、十分に解明されていない点があることに加え、設備の大型化等の可能性があることを踏まえ、調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、環境影響を回避又は極力低減すること。

(4) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

2. 各論

鳥類について

事業実施想定区域の周辺には、重要野鳥生息地（IBA）である八郎潟等が存在しており、多数のガン・カモ類が確認されている等、渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があ

ることから、これら鳥類への影響が懸念される。このため、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握できるよう、適切な時期、時間帯、回数、区域及び調査手法により調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。